

## 事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

|            |                  |               |
|------------|------------------|---------------|
| 評価対象 (事業名) | ジョブクラブによる常用就職の支援 |               |
| 担当部局・課     | 主管部局・課           | 職業安定局若年者雇用対策室 |
|            | 関係部局・課           |               |

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

|      |     |   |
|------|-----|---|
|      | 番号  |   |
| 基本目標 | 4   | 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を測ること |
| 施策目標 | 3   | 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること                      |
|      | III | 若年者の雇用を促進すること                                 |

## (2) 事業の概要

|  |     |     |     |           |
|--|-----|-----|-----|-----------|
| 事業内容 (新規・一部新規)   |     |     |     |           |
| ヤングワークプラザ及び主要都市部 (北海道、埼玉、千葉、福岡) のハローワークにおいて、「希望職種が明確になっていない」、「自分に自信がなく自己否定感が強い」、「就職に対するあせりが強い」といった状況からの確な就職活動を行えない25歳以上のフリーター (以下「年長フリーター」という。) を対象として、参加者同士が相互に交流する場を設け、それぞれの地域において若者支援を行っているNPO法人等民間のノウハウを活用して、若者が経験交流・グループワーク等の中で、適職の探索や就職活動方法の習得等を行い、主体的に就職活動が展開できるように支援する「ジョブクラブ」方式の取組を実施し、その常用就職を促進する。 |     |     |     |           |
| 予算概算要求額  |     |     |     | (単位: 百万円) |
| H15  | H16 | H17 | H18 | H19       |
| —  | —   | —   | —   | 119       |

## (3) 問題分析

## ①現状分析

若年者の雇用情勢については、平成18年3月卒業の高卒者の就職内定率が95.8% (平成18年3月末現在) と前年同期を1.7ポイント上回り、平成18年3月卒業の大学生の就職率が95.3% (平成18年4月1日現在) と前年同期を1.8ポイント上回るとともに、有効求人倍率が高い水準で引き続き上昇し、フリーターについても平成16年から2年連続で減少するなど、改善傾向にある。

しかし、失業率は低下しているものの、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移す

るとともに、新卒採用が特に厳しい時期、いわゆる就職氷河期に正社員となれずフリーターになっている若者も多いと考えられ、なお厳しい状況が続いている。

(参考)

- ・15～24歳の有効求人倍率 平成17年1.49 (対前年比0.14ポイント)
- ・フリーター数 平成17年201万人 (対前年比△13万人)
- ・15～24歳の失業率 平成17年8.7% (対前年比△0.8ポイント)
- ・年齢計の失業率 平成17年4.4% (対前年比△0.3ポイント)

資料出所：総務省「労働力調査(詳細結果)」 厚生労働省「職業安定業務統計」

## ②問題点

フリーターについては、平成16年より2年連続で減少しているものの、年長フリーターについては、減少の幅が小さくなっている。

(参考)

- ・15～24歳のフリーター数 平成17年104万人 (対前年比△11万人)
- ・25～34歳のフリーター数 平成17年97万人 (対前年比△2万人)

資料出所：総務省「労働力調査(詳細結果)」

## ③問題分析

年長フリーターには、「希望職種が明確になってない」、「自分に自信がなく自己否定感が強い」、「就職に対するあせりが強い」といった状況からの確な就職活動を行えない者が多く、こうした課題を抱えていることが常用就職の障壁となっており、年長フリーターの滞留に結びついていると考えられる。

## ④事業の必要性

以上のような状況を踏まえ、年長フリーターが相互に交流する場を設けることにより、あせりを解消し、自信を取り戻し、就職への意欲を高めることができるようにした上で、年長フリーターの就職成功体験の紹介や、効果的な就職活動のためのノウハウの習得、適切な就職先の選択等についてグループワークの手法等を駆使しながら行い、主体的な就職活動を促す取組が必要である。

## (4) 事業の目標

|                                     |     |     |                            |     |     |         |
|-------------------------------------|-----|-----|----------------------------|-----|-----|---------|
| 目標達成年度                              |     |     |                            |     |     |         |
| 政策効果が発現する時期                         |     |     | 実施以降随時、効果の発現が見込まれる         |     |     |         |
| アウトカム指標                             | H19 | H20 | H21                        | H22 | H23 | 目標値/基準値 |
| ジョブクラブに参加した者のうち、就職した者の比率            |     |     |                            |     |     |         |
| (説明)<br>ジョブクラブに参加した者のうち、就職が決定した者の比率 |     |     | (モニタリングの方法)<br>労働局からの報告による |     |     |         |

## 2. 評価

## (1) 必要性

|  |   |
|--|---|
| 行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）  | <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他 |
| <p>（理由）</p> <p>若年者雇用問題は、若者自身のキャリア形成はもとより、わが国産業・経済活動に重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大などによって、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題である。しかし、本事業の内容については市場に任せても十分には供給されないと考えられるため、国が実施する必要がある。</p>  |   |
| 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）   | <input checked="" type="checkbox"/> 有 無 その他 |
| <p>（理由）</p> <p>若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</p>   |   |
| 民営化や外部委託の可否  | <input checked="" type="checkbox"/> 可 否     |
| <p>（理由）</p> <p>若者支援を行っているNPO法人等民間のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。</p>  |   |
| 緊要性の有無   | <input checked="" type="checkbox"/> 有 無     |
| <p>（理由）</p> <p>若年者の雇用情勢については、改善の動きが見られるものの、「就職氷河期」にやむなくフリーターとなった層については、正規雇用の職を得ることは依然として容易ではなく、年長フリーターを中心に依然として厳しい状況が続いているところであり、緊急に対応することが必要である。</p> <p>また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針2006）」（平成18年7月7日閣議決定）においても、「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施等、若者の支援が盛り込まれたところである。</p> |   |

## (2) 有効性

|   |
|---|
| 政策効果が発現する経路   |
| <p>ジョブクラブにおいて、経験交流・グループワーク等を通して、適職の探索や就職活動方法を習得 → 年長フリーターの常用就職の実現 → 年長フリーターの減少</p>    |
| これまで達成された効果、今後見込まれる効果   |
| <p>年長フリーターに対して、経験交流・グループワーク等を通して、適職の探索や就職活動方法を習得させ、常用雇用を促進することで、年長フリーターの減少が見込まれる。</p> |
| 政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項  |
| <p>特になし。</p>  |

## (3) 効率性

|   |  |
|---|--|
| 手段の適正性  |  |
| 年長フリーターに対して、経験交流・グループワーク等を通して、適職の探索や就職活動方法を習得させ、常用雇用を促進することができるため、手段として適正である。 |  |
| 費用と効果の関係に関する評価  |  |
| 若者支援を行っているNPO法人等民間のノウハウを活用して実施するものであり、費用的にも効率的である。                            |  |
| 他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無  | 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> |
| (有の場合の整理の考え方)   |  |

## (4) その他

|  |
|--|
|  |
|--|

## (5) 反映の方向性

|  |
|--|
| 評価結果を踏まえ、平成19年度予算要求概算要求において所要の予算を要求する。 |
|--|

## 3. 特記事項

|   |
|---|
| ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項<br>なし  |
| ②各種政府決定との関係及び遵守状況<br>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（骨太方針2006）」（平成18年7月7日閣議決定）においても「年長フリーター」等に対するキャリアコンサルティングの実施、能力や業界の求める条件に即した訓練コースの開発等、若者を支援すること等が盛り込まれたところである。 |
| ③総務省による行政評価・監視等の状況<br>なし  |
| ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）<br>なし  |
| ⑤会計検査院による指摘<br>なし   |